

○三郷町個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月22日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において町の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付をいう。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受けようとする者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等（法第82条各項の規定による措置をいう。以下同じ。）は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、町の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、町の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、町の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期

間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、町の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(運用状況の公表)

第6条 町長は、毎年1回、各町の機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ公表するものとする。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、町長が規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(三郷町個人情報保護条例の廃止)

第2条 三郷町個人情報保護条例（平成10年12月三郷町条例第31号）は、廃止する。

(三郷町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の三郷町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行の際現に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者のうち、この旧個人情報の取扱いに従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第18条から第20条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正、消去及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第1号に掲げる者

(3) この条例の施行の際現に指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧条例の廃止後もなお従前の例による。